

## 被扶養者に株等の収入がある場合の取扱いについて（別紙）

### 1. 株等の譲渡収入とは

株、投資信託、債券（国債、外債等）、FX（外国為替証拠金取引）等（以下「株等」といいます）をいい、いわゆる資産運用に係るもので恒常的収入がある（見込まれる）ものが対象です。

- ※ 相続した株等を一度に全て売却した時のみ、一時的な所得とします。
- ※ 株等を保有し続けている場合は、取引回数に関係なく恒常的収入と見なします。
- ※ 株等の譲渡収入がマイナスとなった場合については、収入は0円として取扱います。（他の収入と合算するときも同様の取扱いとなります）

例：給与収入50万円、株等の譲渡収入－30万円の場合  
→収入の合計は50万円＋0円

- ※ 繰越損失金の取扱いについては、当年よりも前の損金であるため考慮しません。あくまで当年の譲渡収入で判断します。

### 2. 収入確認対象期間

原則、1月1日～12月31日の1年間

- ※ 譲渡収入が認定基準年額130万円以上（60歳以上で公的年金を受給している方、又は公的な障害年金を受給している方の場合は180万円以上）であった場合、翌年の1月1日より被扶養者の要件を欠くことになります。

### 3. 確認に必要な書類

#### ① 確定申告を行っている場合

- ・ 所得証明書（市町村が発行するもの）
- ・ 確定申告書の写しおよび収支内訳書の写し
- ・ その他（上記書類だけでは内容が不明な場合等）

#### ② 確定申告が原則免除のもの（特定口座を保有し、源泉徴収口座を選択した場合等）

- ・ 所得証明書（市町村が発行するもの）
- ・ 年間取引報告書（1年間の取引のわかるもの）
- ・ その他（上記書類だけでは内容が不明な場合等）

### 4. 新規の認定

認定しようとする前年の譲渡収入により、認定の可否を判断します。

例：平成29年10月1日から認定を希望する場合

→平成28年1月1日～平成28年12月31日の1年における譲渡収入で判断

### 5. 認定取消後の再認定

株等の譲渡収入等が認定基準年額を超過したため、被扶養者としての要件を欠いた方を再認定する時は、認定取消日以降の翌年（認定取消日が平成29年1月1日の場合、平成29年）に収入が認定基準年額を超過しなかった場合に、申告書受理日に再認定します。ただし、再認定日以降の翌年の確定申告時に譲渡収入等が認定基準額を超過していた場合には、再認定時に遡って取り消しさせていただきます。

例：平成29年2～3月の確定申告で超過したことが判明した場合

→平成28年1月1日（再認定日が平成28年1月2日以降の場合は再認定日）に遡り取消。